



茨城県労働委員会年報

令和7年版

(茨城県労働委員会創設80周年記念号)

茨城県労働委員会事務局

～ 労使紛争の迅速・的確な解決を目指します ～

は じ め に

茨城県労働委員会は、戦後間もない昭和21年5月13日の創設以来、本年で80周年を迎えることとなりました。この間、労使関係の安定正常化に向け、激変する社会・経済・労働情勢に的確に対応し、労使間の紛争処理に尽力してこられた歴代委員及び関係者の皆様の御尽力と御功績に対しまして、ここに深く敬意を表します。

この年報は、令和7年1月から12月までの1年間における当委員会の活動概要及び取扱事件の処理状況を取りまとめたものです。また、茨城県労働委員会創設80周年に当たり、「歴代委員名簿（直近10年間）」及び「歴代会長・事務局長名簿」も掲載しております。

令和7年に取り扱った事件は、集団的労使紛争に係る調整事件が8件、個別的労使紛争に係るあっせん事件が5件及び不当労働行為事件が10件となっております。

公・労・使の三者で構成されている労働委員会では、その特色を生かしながら、公正かつ迅速な事件処理を目指して活動しております。

この冊子を通しまして、労使関係者の皆様をはじめ、労働問題に関心をお持ちの方々に、当委員会の活動内容を御理解いただくとともに、良好な労使関係の維持・発展に寄与できれば幸いです。

令和8年2月

茨城県労働委員会

事務局長 深澤 泰子

第 49 期 委 員 (令和 6 年 12 月 1 日～令和 8 年 11 月 30 日)

公 益 委 員



亀田会長



後藤会長代理



大谷委員



堀 (み) 委員



森田委員

労 働 者 委 員



久保田委員



菅原委員



千葉委員



生井澤委員



中島委員

使 用 者 委 員



加藤委員



堀 (延) 委員



大西委員



南雲委員



柳瀬委員

退 任 委 員



上畠委員
(R 7. 12. 20 退任)

歴代委員名簿【第44期～第49期(現委員)】

◎印 会長 ○印 会長代理

※職業は、各期における委員任命時のものである。

第44期（任期：平成26年12月1日～平成28年11月30日）

区分	氏名	職業	備考
公益委員	◎小泉 尚義	弁護士	
	○山本 圭子	法政大学法学部講師	
	石濱 孝	元茨城県労働委員会事務局長	
	大場 敏彦	流通経済大学法学部教授	平27. 7. 15退任
	木島 千華夫	弁護士	
	安田 尚道	常磐短期大学・常磐大学大学院教授	平27. 11. 1 就任
労働者委員	和田 浩美	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	
	小野瀬 哲生	日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会議長	平27. 8. 31退任
	黒江 正臣	全日本自治団体労働組合茨城県本部執行委員長	
	山本 勇	JAM北関東茨城県連絡会副会長	
	沼田 孝博	茨城県電力関連産業労働組合総連合会長	
使用者委員	赤澤 義明	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長	平27. 11. 1 就任
	内田 勉	(株)カスミ常勤監査役	
	清水 賢一	(一社)茨城県経営者協会顧問	
	安田 仁四	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長	
	館岡 司	(株)日立製作所電力システム社日立事業所副事業所長 兼グローバルビジネスマネジメント本部副本部長	
	美濃部 正	新日鐵住金(株)鹿島製鐵所労働・購買部長	平28. 3. 31退任
小松 美裕	日鉄住金ビジネスサービス鹿島(株)代表取締役社長	平28. 5. 1 就任	

第45期（任期：平成28年12月1日～平成30年11月30日）

区分	氏名	職業	備考
公益委員	◎小泉 尚義	弁護士	
	○山本 圭子	法政大学法学部講師	
	木島 千華夫	弁護士	
	安田 尚道	常磐大学教授	
	岩間 伸博	元茨城県労働委員会事務局長	
労働者委員	和田 浩美	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	平29. 10. 31退任
	内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	平30. 1. 1 就任
	山本 勇	JAM北関東茨城県連絡会副会長	
	沼田 孝博	茨城県電力関連産業労働組合総連合会長	平29. 6. 30退任
	赤澤 義明	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長	
	吉田 豊	茨城県教職員組合執行委員長	
使用者委員	高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長	平29. 9. 1 就任
	内田 勉	(株)カスミ監査役	
	安田 仁四	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長	
	小松 美裕	日鉄住金ビジネスサービス鹿島(株)代表取締役社長	
	澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会専務理事	
	家次 晃	(株)日立製作所電力ビジネスユニット日立事業所副事業所長	平30. 3. 31退任
曾根 徹	(株)日立製作所電力ビジネスユニット日立事業所副事業所長	平30. 5. 1 就任	

第46期（任期：平成30年12月1日～令和2年11月30日）

区分	氏名	職業	備考
公益委員	◎ 木島 千華夫	弁護士	
	○ 山本 圭子	法政大学法学部講師	
	岩間 伸博	元茨城県労働委員会事務局長	
	吉田 勉	常磐大学総合政策学部准教授	
	亀田 哲也	弁護士	
労働者委員	内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	
	山本 勇	JAM北関東茨城県連絡会副会長	
	赤澤 義明	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長	
	吉田 豊	茨城県教職員組合顧問	
	高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長	
使用者委員	安田 仁四	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長	
	小松 美裕	日鉄住金ビジネスサービス鹿島(株)代表取締役社長	
	澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長	
	曾根 徹	(株)日立製作所電力ビジネスユニット日立事業所副事業所長	
	生井 義雄	(株)カスミ取締役執行役員総務本部マネジャー	

第47期（任期：令和2年12月1日～令和4年11月30日）

区分	氏名	職業	備考
公益委員	◎ 木島 千華夫	弁護士	
	○ 亀田 哲也	弁護士	
	吉田 勉	常磐大学総合政策学部教授	
	石川 和宏	元茨城県労働委員会事務局長	
	後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授	
労働者委員	内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	
	赤澤 義明	日本基幹産業労働組合連合会茨城県本部委員長	令3.8.31退任
	吉田 豊	茨城県教職員組合顧問	
	高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長	
	菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長	
	関口 喜一	情報産業労働組合連合会茨城県協議会議長	令3.11.1就任
使用者委員	安田 仁四	(一社)茨城県経営者協会人事労務相談室長	
	澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長	
	曾根 徹	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO兼日立事業所事業所長	
	生井 義雄	(株)カスミ常勤監査役	
	吉原 祐二	(株)ケースホールディングス取締役上席執行役員管理本部長	

第48期（任期：令和4年12月1日～令和6年11月30日）

区分	氏名	職業	備考
公益委員	◎ 亀田 哲也	弁護士	
	○ 石川 和宏	元茨城県労働委員会事務局長	
	後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授	
	阿久津 正晴	弁護士	
	鈴木 健秀	弁護士	
労働者委員	内山 裕	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	
	高木 英見	日本労働組合総連合会茨城県連合会事務局長	
	菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長	
	関口 喜一	情報産業労働組合連合会茨城県協議会議長	令5.11.30退任
	千歳 益彦	全日本自治団体労働組合茨城県本部執行委員長	
	千葉 高則	日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会議長	令6.2.1就任
使用者委員	澤畑 慎志	(一社)茨城県経営者協会副会長	
	曾根 徹	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO兼日立事業所事業所長	令6.3.31退任
	加藤 祐一	(一社)茨城県経営者協会専務理事	
	堀 延也	(株)ケースホールディングス取締役監査等委員	
	渡邊 敏幸	(株)カスミ執行役員人事戦略部マネジャー	
	大西 康之	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO兼日立事業所副事業所長	令6.6.1就任

第49期（任期：令和6年12月1日～令和8年11月30日）

区分	氏名	職業	備考
公益委員	◎ 亀田 哲也	弁護士	
	○ 後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授	
	大谷 美恵子	(公財)いばらき文化振興財団理事長	
	堀 みずき	弁護士	
	上畠 佳子	弁護士	令7.12.20退任
	森田 冴子	弁護士	令7.12.21就任
労働者委員	久保田 利克	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	
	菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長	
	千葉 高則	日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会議長	
	生井澤 律子	日本労働組合総連合会茨城県連合会副事務局長	
	中島 智美	UAゼンセンウエルシアユニオン中央執行副委員長	
使用者委員	加藤 祐一	(一社)茨城県経営者協会専務理事	
	堀 延也	(株)ケースホールディングス取締役監査等委員	
	大西 康之	(株)日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO兼日立事業所副事業所長	
	南雲 京子	(株)三栄製作所代表取締役会長	
	柳瀬 香織	海老根建設(株)代表取締役	

目 次

第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の構成	1
1 組 織	1
2 職務権限	1
3 委 員	2
4 あっせん員候補者	3
5 事 務 局	4
第2節 会議・研修	5
1 会議概要	5
2 研修概要	11

第2章 労働争議の調整

第1節 調整事件	12
1 概 況	12
2 取扱事件の概要	16
第2節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査	17
1 争議行為予告通知	17
2 労働争議の実情調査	20

第3章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 個別的労使紛争関係の労働相談の状況	23
2 職場のトラブルでお困りの方の労働相談会の実施	23
3 あっせん申請の状況	23
4 取扱事件の概要	27

第4章 不当労働行為事件の審査

1 概 況	28
2 取扱事件の概要	32

第5章 労働組合の資格審査

1 概 況	33
2 申請の概要	34

第6章 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づく非組合
員の範囲の認定及び告示

1 申出状況	34
2 告示状況	35

第7章 再審査事件

1 概況	36
2 事件の概要	36

第8章 行政訴訟事件 36

[資料]

第1表 調整事件処理状況一覧表	37
第2表 主要要求事項別調整事件数	38
第3表 調整事件業種別一覧表	39
第4表 個別的労使紛争に係るあっせん事件処理状況一覧表	41
第5表 主要要求事項別個別的労使紛争に係るあっせん事件数	41
第6表 個別的労使紛争に係るあっせん事件業種別一覧表	42
第7表 不当労働行為事件処理状況一覧表	43
第8表 不当労働行為事件業種別一覧表	44
第9表 資格審査取扱件数一覧表	46
歴代会長・事務局長名簿	47

第1章 労働委員会の概要

第1節 労働委員会の構成

1 組 織

都道府県労働委員会は、労働組合法第19条、第19条の12及び地方自治法第180条の5の規定に基づいて、都道府県知事の所轄の下に設置されている行政委員会である。

その構成は、労働者を代表する委員（労働者委員）、使用者を代表する委員（使用者委員）、公益を代表する委員（公益委員）の三者からなり、委員の数はそれぞれ5人ずつ、総数15人である。

労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命している。

委員会には、委員が公益委員の中から選出した会長及び会長代理が置かれている。

2 職務権限

労働委員会の職務権限は、労働組合法、労働関係調整法、地方公営企業等の労働関係に関する法律等に規定されているが、その主なものは次のとおりである。

- (1) 労働組合の資格審査を行うこと（労働組合法第5条、第11条）。
- (2) 労働協約の地域的拡張適用の決議を行うこと（労働組合法第18条）。
- (3) 不当労働行為の審査を行うこと（労働組合法第7条、第27条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条）。
- (4) 労働争議のあっせん、調停及び仲裁を行うこと（労働関係調整法第10条～第35条、地方公営企業等の労働関係に関する法律第4条、第14条、第15条）。
- (5) 特別調整委員の設置について意見を述べること及びその人数に対する同意を行うこと（労働関係調整法第8条の2、同法施行令第1条の6において準用する同令第1条）。
- (6) 争議行為発生届出を受理すること（労働関係調整法第9条）。
- (7) 公益事業における争議行為予告通知を受理すること（労働関係調整法第37条）。
- (8) 労働関係調整法第37条違反の審査及び処罰請求を行うこと（労働関係調整法第42条、同法施行令第11条）。
- (9) 地方公営企業等の労働組合の非組合員の範囲について認定し、告示を行うこと（地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項）。
- (10) 事務を行うために必要があると認めるときに、出頭、報告の提出、帳簿書類の提出を求め、又は事業場への臨検、検査を行うこと（労働組合法第22条）。
- (11) 事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生しており、求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること（職業安定法第20条）。
- (12) 事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至るおそれの多い争議が発生しており、無制限に労働者派遣がされることによって、当該争議の解決が妨げられることを公共職業安定所に通報すること（労働者派遣法第24条）。

3 委 員

令和7年の労働委員会委員は次のとおりである。

第49期（任期 令和6年12月1日～令和8年11月30日）

（令和7年12月31日現在）

区分	氏 名	現職、() は前歴	任命年月日	備考
公益委員	◎ 亀田 哲也	弁護士	平 30.12.1	再 4期
	○ 後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授	令 2.12.1	再 3期
	大谷美恵子	(公財) いばらき文化振興財団理事長	令 6.12.1	新 1期
	堀 みずき	弁護士	令 6.12.1	新 1期
	森田 冴子	弁護士	令 7.12.21	新 1期
労働者委員	久保田利克	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長	令 6.12.1	新 1期
	菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長	令 2.12.1	再 3期
	千葉 高則	日本郵政グループ労働組合 茨城連絡協議会議長	令 6.2.1	再 2期
	生井澤律子	日本労働組合総連合会茨城県連合会 副事務局長	令 6.12.1	新 1期
	中島 智美	UAゼンセンウエルシアユニオン 中央執行副委員長	令 6.12.1	新 1期
使用者委員	加藤 祐一	(一社) 茨城県経営者協会専務理事	令 4.12.1	再 2期
	堀 延也	(株) ケーズホールディングス サステナビリティ推進本部CSR部顧問	令 4.12.1	再 2期
	大西 康之	(株) 日立製作所人財統括本部エネルギー CHRO兼日立事業所副事業所長	令 6.6.1	再 2期
	南雲 京子	(株) 三栄製作所代表取締役会長	令 6.12.1	新 1期
	柳瀬 香織	海老根建設(株) 代表取締役	令 6.12.1	新 1期

◎ …… 会長 ○ …… 会長代理

・任期中の退任委員

氏名	在任中の職歴	備考
上島 佳子	弁護士	令7.12.20 退任

4 あっせん員候補者

(令和7年12月31日現在)

氏名	現職
亀田 哲也	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
後藤 玲子	茨城大学人文社会科学部教授 茨城県労働委員会公益委員
大谷 美恵子	(公財) いばらき文化振興財団理事長 茨城県労働委員会公益委員
堀 みずき	弁護士 茨城県労働委員会公益委員
久保田 利克	日本労働組合総連合会茨城県連合会会長 茨城県労働委員会労働者委員
菅原 康弘	茨城交通労働組合執行委員長 茨城県労働委員会労働者委員
千葉 高則	日本郵政グループ労働組合茨城連絡協議会議長 茨城県労働委員会労働者委員
生井澤 律子	日本労働組合総連合会茨城県連合会副事務局長 茨城県労働委員会労働者委員
中島 智美	UAゼンセンウエルシアユニオン中央執行副委員長 茨城県労働委員会労働者委員
加藤 祐一	(一社)茨城県経営者協会専務理事 茨城県労働委員会使用者委員
堀 延也	(株) ケーズホールディングスサステナビリティ推進本部CSR部顧問 茨城県労働委員会使用者委員
大西 康之	(株) 日立製作所人財統括本部エネルギーCHRO兼日立事業所副事業所長 茨城県労働委員会使用者委員
南雲 京子	(株) 三栄製作所代表取締役会長 茨城県労働委員会使用者委員
柳瀬 香織	海老根建設(株) 代表取締役 茨城県労働委員会使用者委員
深澤 泰子	茨城県労働委員会事務局長
海老根 洋司	同 次長兼総務調整課長
根本 克彦	同 審査課長

5 事務局

事務局には、会長の同意を得て都道府県知事が任命する事務局長及び必要な職員を置くこととされており（労働組合法第19条の11及び第19条の12）、事務局の組織は、会長の同意を得て都道府県知事が定めることとされている（労働組合法施行令第25条）。

当事務局については、茨城県労働委員会事務局の組織等に関する規則（昭和37年茨城県規則第10号）により内部組織、事務決裁等必要な事項が定められている。

昭和61年4月以降は、総務調整課及び審査課の2課制となっている。

令和7年12月31日現在の職員は11人である。

○ 組 織（令和7年12月31日現在）



第2節 会議・研修

1 会議概要

労働委員会が開催する会議には、総会、公益委員会議等がある。

なお、総会は臨時に招集される場合がある。

また、このほかに、労働委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るための全国的、地域的な連絡協議会等がある。

(1) 総 会

委員全員で行う会議で、労働委員会規則第5条第1項に規定する事項を審議決定するほか、公益委員会議の決定事項の報告、あっせん・調停・仲裁に関する報告等、委員会の活動を総合的に把握し、適切な運営を期するために行われる。

原則として毎月第3木曜日を定例日として開催している。

<開催状況>

回数	開催 月日	付 議 事 項 等
1119	1.16 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年(調)第3号争議について(結果報告) ・令和6年(個)第5号事件について(新規) ・争議行為予告通知関係について
1120	2.20 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の実施状況の公表について ・令和6年(調)第4号争議について(結果報告) ・令和6年(個)第4号事件について(経過報告) ・令和6年(個)第5号事件について(経過報告) ・令和7年(調)第1号争議について(新規) ・争議行為予告通知関係について
1121	3.27 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年(調)第3号争議について(経過報告) ・令和6年(個)第4号事件について(結果報告) ・令和6年(個)第5号事件について(結果報告) ・令和7年(調)第1号争議について(経過報告) ・令和7年(調)第2号争議について(新規) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について ・幹事委員会の結果について
1122	4.17 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・あっせん員候補者の委嘱及び解任について ・令和7年(調)第1号争議について(結果報告) ・令和7年(調)第2号争議について(経過報告) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について
1123	5.22 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年(調)第3号争議について(経過報告) ・令和7年(調)第2号争議について(経過報告) ・令和7年(個)第1号事件について(新規) ・第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について

回数	開催 月日	付 議 事 項 等
1124	6.19 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年(調)第3号争議について(経過報告) ・令和7年(調)第2号争議について(経過報告) ・令和7年(調)第3号争議について(新規) ・令和7年(個)第1号事件について(経過報告) ・全国労働委員会事務局長連絡会議の結果について ・全国労働委員会会長連絡会議の結果について ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について ・幹事委員会の結果について
1125	7.17 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年(調)第2号争議について(結果報告) ・令和7年(調)第3号争議について(結果報告) ・令和7年(調)第4号争議について(新規) ・令和7年(個)第1号事件について(経過報告) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について
1126	8.21 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県情報セキュリティ基本方針を定める規程の一部改正の承認について ・令和6年(調)第3号争議について(結果報告) ・令和7年(調)第2号争議について(経過報告) ・令和7年(調)第4号争議について(経過報告) ・令和7年(個)第1号事件について(結果報告) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について
1127	9.18 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・調停申請に係る開始承認について ・令和7年(調)第2号争議について(結果報告) ・令和7年(調)第4号争議について(経過報告) ・第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の結果について ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について
1128	10.23 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年(調)第6号争議について(新規) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について ・幹事委員会の結果について
1129	11.20 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年(調)第4号争議について(経過報告) ・令和7年(個)第2号事件について(新規) ・令和7年(個)第3号事件について(新規) ・争議行為予告通知関係について ・公益委員会議の結果について ・第80回全国労働委員会連絡協議会総会の結果について
1130	12.18 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年(調)第5号争議について(結果報告) ・令和7年(調)第6号争議について(結果報告) ・争議行為予告通知関係について ・幹事委員会の結果について

(2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第3項の規定により公益委員の全員をもって構成する合議体で、労働委員会規則第9条第1項に規定する労働組合の資格に関する事項、不当労働行為に関する事項等を審議決定する。

原則として定例総会の日に、それに先立って開催することとしている。

<開催状況>

回数	開催 月日	付 議 事 項 等
962	3.27 (木)	・令和6年(不)第5号事件について
963	4.17 (木)	・令和7年(不)第1号及び第2号事件について ・第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題検討について
964	5.22 (木)	・令和7年(不)第3号事件について ・令和7年(不)第4号及び第5号事件について ・令和6年(不)第3号事件について ・令和6年(不)第4号事件について ・第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果について
965	6.19 (木)	・令和6年(不)第1号・第2号事件について ・第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果について
966	7.17 (木)	・地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定に係る手続開始について ・令和2年(不)第1号事件に係る中央労働委員会の再審査命令について ・地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第3項の規定による通知について
967	8.21 (木)	・地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定による認定及び告示について ・令和6年(不)第4号事件について ・第94回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題検討について ・組合規約の改正報告について ・第80回全国労働委員会連絡協議会総会の出席委員について
968	9.18 (木)	・令和6年(不)第5号事件について ・令和6年(不)第1号・第2号事件について ・令和7年(不)第1号・第2号・第4号・第5号事件について ・第94回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の結果について
969	10.23 (木)	・令和6年(不)第4号事件について
970	11.20 (木)	・令和7年(不)第3号事件について ・令和6年(不)第1号・第2号事件について ・令和7年(不)第1号・第2号・第4号・第5号事件について ・令和6年(不)第4号事件について ・第95回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議の議題について

(3) 調停委員会

労働関係調整法第19条の規定に基づき、会長が指名する公労使各側代表委員又は特別調整委員で構成される会議で労働争議の調停にあたる。

令和7年の調停委員会の開催状況は、次のとおり。

・令和7年（調）第5号争議

（調停委員 （公）堀委員、（労）千葉委員、（使）加藤委員）

第1回調停委員会 令和7年11月26日（第1回意見聴取）

(4) 仲裁委員会

労働関係調整法第31条の規定に基づき、公益委員の中から関係当事者の合意により会長が指名した3人又は5人の仲裁委員で構成される会議で労働争議の仲裁にあたる。

なお、労使が指名した労使代表委員は、仲裁委員会の同意を得て、その会議に出席し、意見を述べることができる。

令和7年の仲裁委員会の開催状況は、次のとおり。

・令和6年（調）第3号争議

〔 仲裁委員 （公）亀田会長、堀委員、上島委員 〕
〔 労使代表委員 （労）久保田委員、（使）大西委員 〕

第1回仲裁委員会 令和7年1月16日

第2回仲裁委員会 令和7年3月11日（第1回意見聴取）

第3回仲裁委員会 令和7年5月12日（第2回意見聴取）

第4回仲裁委員会 令和7年6月16日

第5回仲裁委員会 令和7年6月19日

第6回仲裁委員会 令和7年7月30日

(5) 小委員会

労働委員会規則第5条の規定に基づき、総会の議決又は会長の専決により会長が指名する委員で構成される会議で、総会の付議事項中特定の事項について調査、審議等を行う。

令和7年は設置されていない。

(6) 連絡協議会及び連絡会議

労働委員会規則第86条の規定に基づき、労働委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図るため、公・労・使各側委員の三者構成による連絡協議会及び会長の連絡会議が、それぞれ全国会議、ブロック会議にわかれて開催されている。

このほか、公益委員連絡会議（ブロック会議）、事務局の事務局長会議（全国会議）、調整、審査各主管課長会議（全国会議）が開催されている。

<開催状況>

ア 連絡協議会

(7) 全国

協議会名 (開催期日・場所) 出席委員	議題等
第80回全国労働委員会連絡協議会総会 (11/13～14 東京都文京区) (公) 亀田会長、後藤会長代理、大谷委員、堀委員 (労) 久保田委員、菅原委員、千葉委員、生井澤委員 (使) 堀委員、大西委員、南雲委員、柳瀬委員	1 労働委員会委員にとってのOJTとOff-JT：職業能力開発の理想と現実 (講演) 2 働き方が変化する中での今後の労働委員会のあり方について (中労委) 3 コロナ禍の教訓から学ぶ (中労委)

(4) 関東ブロック

協議会名 (開催期日・場所) 出席委員	議題等
第154回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 (5/15～16 栃木県宇都宮市) (公) 亀田会長、後藤会長代理 (労) 菅原委員、千葉委員 (使) 加藤委員、南雲委員	1 スキマバイトアプリ利用者からのあっせん申請について (千葉県) 2 労働紛争の現状と労働委員会の役割について (講演) (栃木県)
第155回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会 (9/8～9 千葉県千葉市) (公) 堀委員、上嶋委員 (労) 久保田委員、生井澤委員 (使) 加藤委員、堀委員	1 当事者対応により事件進行が困難なケースへの対応 (東京都) 2 フリーランス、スポットワーク等をめぐる紛争と労働委員会の役割 (講演) (千葉県)

イ 連絡会議

(ア) 全国

会議名 (開催期日・場所)	議題等
全国労働委員会会長連絡会議 (6/13 和歌山県和歌山市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の労働基準関係法制の検討課題 (講演) ・ 和解の取組について (中労委)

(イ) 関東ブロック

会議名 (開催期日・場所)	議題等
関東ブロック労働委員会会長連絡会議 (9/9 千葉県千葉市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各労働委員会は現在どのような課題に直面しているのか。 ・ また、その課題についてどのように対応しているのか。(どのような対応方針を考えているのか。) (千葉県)
第93回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 (5/15 栃木県宇都宮市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当労働行為救済命令の履行確認について (栃木県)
第94回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議 (9/8 千葉県千葉市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一企業において複数の労働組合が併存する場合の中立保持義務について (千葉県)

ウ その他の会議

会議名 (開催期日・場所)	議題等
全国労働委員会事務局長連絡会議 (6/12 和歌山県和歌山市)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人労働者に係る事案への対応について (中労委) ・ 事務局職員の人材育成等について (中労委)
全国労働委員会事務局調整主管課長会議 (10/24 東京都港区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央労働委員会事務局調整担当課からの説明 ・ 都道府県労働委員会からの事例報告 ・ 都道府県労働委員会からの業務報告
全国労働委員会事務局審査主管課長会議 (10/23 東京都港区)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央労働委員会事務局審査担当課からの説明 ・ 都道府県労働委員会事務局からの事例報告 ・ 労働委員会の民事訴訟のIT化への対応について等

2 研修概要

労働委員会委員の自己研さんを目的として、労働問題や労働行政等についての各界の専門家による講演などを毎年開催している。

研 修 会 名 (開催期日・場所)	講 師	演 題
茨城県労働委員会委員研修会 (7/17 水戸市)	棗 一 郎 氏 旬報法律事務所 弁護士	労働組合法上の労働者性をめぐ る紛争事件について

第2章 労働争議の調整

第1節 調整事件

1 概況

(1) 取扱件数

令和7年の取扱件数は、前年からの繰越事件2件及び新規係属事件6件の計8件であった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表-1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表-2〕のとおりである。

〔表-1〕 年別取扱件数

区分		年	3	4	5	6	7
前年からの繰越件数 (①)			—	—	2	—	2
新規申請件数 (②)			1	5	3	5	6
調整区分別	あっせん		1	5	3	4	5
	調停		—	—	—	—	1
	仲裁		—	—	—	1	—
開始事由別	労組申請		1	5	3	4	5
	使用者申請		—	—	—	—	1
	双方申請		—	—	—	1	—
	職権		—	—	—	—	—
組合系統	労連系		—	—	—	2	1
	連合系		1	1	1	—	1
	労協系		—	—	—	—	—
	系統なし		—	4	2	3	4
計 (①+②)			1	5	5	5	8
終結件数 (③)			1	3	5	3	8
翌年への繰越件数 { (①+②) - ③ }			—	2	—	2	—

[表-2] 業種別取扱件数（新規係属事件）

業種別	3	4	5	6	7
農 ・ 林 ・ 漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	1	1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	4	2	1	2
卸 売 業、小 売 業	—	—	—	1	2
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	—	—	—	1	—
教 育、学 習 支 援 業	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	1	1	1	1	1
複 合 サ ー ビ ス 事 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
公 務	—	—	—	—	—
分 類 不 能	—	—	—	—	—
合 計	1	5	3	5	6

(2) 企業規模別取扱状況

新規係属事件の企業規模別取扱状況は、〔表－3〕のとおりである。

〔表－3〕 企業規模別取扱状況（新規係属事件）

企業規模別 \ 年	3	4	5	6	7
～ 10人	－	1	1	－	3
11 ～ 30	－	－	－	2	2
31 ～ 50	－	－	－	－	－
51 ～ 100	－	2	1	－	－
101 ～ 300	－	－	－	2	1
301 ～ 500	1	1	－	－	－
501人以上	－	1	1	1	－
合 計	1	5	3	5	6

(3) 調整事項別取扱状況

新規係属事件の調整事項別取扱状況は、〔表－4〕のとおりである。

〔表－4〕 調整事項別取扱状況（新規係属事件）

調整事項 \ 年 件数	3	4	5	6	7
組合承認・組合活動	－	－	－	－	－
協約改定・効力	1	－	－	1	－
賃金増額	－	1	－	－	1
一時金	－	－	－	－	－
その他の賃金に関すること	－	－	－	－	2
賃金以外の労働条件	－	－	－	－	1
経営人事（配転・解雇等）	－	1	2	3	2
団交促進	－	3	1	2	3
事前協議制	－	－	－	－	－
その他	－	－	1	－	－
合 計	1	5	4	6	9

(注) 調整事項が2項目以上にわたる場合があるため、調整事項数は申請件数に一致しない。

(4) 事件の処理状況

取扱事件の終結事由及び処理日数別取扱状況は、〔表－5〕のとおりである。

〔表－5〕 終結事由別及び処理日数別取扱状況

区 分		3	4	5	6	7
終 結 事 由	解 決	1	3	—	1	4
	取 下 げ	—	—	1	—	—
	打 切 り	—	—	2	1	2
	打 切 り（不 参 加）	—	—	1	—	1
	規 則 65 II（不 開 始）	—	—	1	1	—
	不 調	—	—	—	—	—
	裁 定	—	—	—	—	1
合 計		1	3	5	3	8
処 理 日 数	1 ～ 5 日	—	—	—	—	—
	6 ～ 10	—	—	—	—	—
	11 ～ 20	—	—	—	—	—
	21 ～ 30	—	—	—	—	—
	31 ～ 50	—	—	1	—	—
	51日以上	1	3	2	2	7

(注1) 処理日数は調整員指名日（開始月日）から終結日までの日数

(注2) 調整員指名前に取り下げられた事件、不開始が決定された事件、被申請者の不参加により打ち切りとなった事件については、処理日数を算定していない。

(注3) 被申請者の不参加により打ち切りとなった事件は、「打ち切り（不参加）」に計上している。

2 取扱事件の概要

令和7年に係属した事件の概要は、次のとおりである。

令和7年 調整事件取扱一覧表

事件番号	業種	従業員数	申請者区分	申請月日	調整区分	調整事項	開始月日	終結月日	調整回数	所要日数	終結状況	調整員
①令6(調)3	製造業	125	双方	9.13	仲裁	配置転換命令の取下げ、撤回	12.3	7.30	6	239	裁定	亀田(公) 堀(公) 上島(公) 久保田(労) 大西(使)
②令6(調)4	医療・福祉	4,423	組合	10.21	あつせん	「労働協約解除通知書」の撤回又は効力停止等	10.22	2.13	2	116	解決	後藤(公) 高木(労) 澤畑(使) 菅原(労) 加藤(使)
③令7(調)1	運輸業	10	組合	1.28	あつせん	団体交渉の応諾 未払賃金の支払い	2.3	4.16	1	73	打切り	堀(公) 千葉(労) 柳瀬(使)
④令7(調)2	小売業	29	組合	3.12	あつせん	解雇撤回	3.19	9.11	2	177	打切り	亀田(公) 大谷(公) 生井澤(労) 大西(使)
⑤令7(調)3	医療・福祉	130	組合	6.2	あつせん	団体交渉の応諾	6.20	7.8	—	19	打切り	上島(公) 久保田(労) 柳瀬(使)
⑥令7(調)4	製造業	4	組合	6.30	あつせん	賃金の引上げ 60歳時の労働条件のまま定年を 65歳に延長	7.7	12.19	2	166	解決	後藤(公) 菅原(労) 南雲(使)
⑦令7(調)5	運輸業	10	組合	8.27	調停	団体交渉の応諾 未払賃金の支払い	9.4	11.26	1	84	解決	堀(公) 千葉(労) 加藤(使)
⑧令7(調)6	小売業	13	使用者	9.18	あつせん	従業員の退職について	9.29	11.21	1	54	解決	亀田(公) 生井澤(労) 柳瀬(使)

第2節 争議行為予告通知及び労働争議の実情調査

1 争議行為予告通知

(1) 概況

令和7年に新たに取り扱った件数（当労委で受理又は当労委を経由したもの及び中央労働委員会が受理したもののうち本県に関係するとして連絡があったものの件数）は31件であった。

(2) 争議行為予告通知一覧表

通知者名称	業種	争議項目	当労委 受付日	中労委 受付日	当労委での 実情調査 実施の有無
茨城県医療労働組合連合会	医療	賃金引上げ等	2.10		有
国鉄労働組合	陸上 旅客	2025年4月1日以降の賃金引上げ等		2.14	無
日本トランスオーシャン 航空乗員組合	航空	1 賃金に関する要求 2 一時金に関する要求 3 勤務に関する要求 4 コミュート制度に関する要求 5 特別渡航乗務員に関する要求		2.19	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	賃金引上げ等	2.20		有
全国電力関連産業 労働組合総連合	電気	2025年春闘要求（賃金の引上げ等）		2.21	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	賃金引上げ等	2.26		有
全日本運輸産業労働組合連合会	道路 貨物	1 賃金引上げ 2 賃金制度の確立・改善の取組 3 最低賃金協定の締結の取組 4 一時金の取組 5 定年延長の取組と労働諸条件の改善等		2.27	無
日本赤十字労働組合	医療	春闘及び年間一時金要求		2.27	無
国鉄動力車労働組合総連合	陸上 旅客	2025年4月1日以降新賃金、夏季手当及び労働条件の改善		2.27	無
エヌ・ティ・ティ労働組合	通信	賃金をはじめとする要求等		2.27	無

通知者名称	業種	争議項目	当労委 受付日	中労委 受付日	当労委での 実情調査 実施の有無
情報産業労働組合連合会 K D D I 労働組合	通信	2025 年春闘要求（賃金の改善、 2025 年度企業内最低賃金協定の 締結及びサプライチェーン全体の 成長に向けた取組）		2.28	無
全日本国立医療労働組合	医療	25 春闘賃金・労働条件改善に関 わる要求（2025 年 4 月施行の賃 金改悪措置及び制度改正に対する 要求等）		2.28	無
日本私鉄労働組合総連合会	陸上 旅客	1 月例賃上げ要求 2 年間臨時給要求等		3.3	無
全日本港湾労働組合	港湾	1 賃金引上げ、産業別賃金の引 上げ、到達・改定、企業内最低 賃金協定の締結 2 65 歳までの定年延長と労災 企業補償の引上げ、退職者の補 充、退職金、労働条件の確保、 伝染病における休業補償等		3.3	無
ロジスティード労働組合	道路 貨物	1 賃金引上げに関する件 2 一時金に関する件		3.3	無
郵政産業労働者ユニオン	郵便	2025 年 4 月 1 日以降の賃金引上 げ等		3.7	無
全国港湾労働組合連合会	港湾	1 各加盟組合の賃上げ及び産別 最低賃金等、産別制度賃金引上 げ要求 2 産別協定の全港・全職種適 用、港湾各事業分野における雇 用安定、産別協定の遵守・履行 の要求等		3.7	無
全日本港湾運輸労働組合同盟	港湾	1 各加盟組合の賃上げ及び産別 最低賃金等、産別制度賃金引上 げ要求 2 産別協定の全港・全職種適 用、港湾各事業分野における雇 用安定、産別協定の遵守・履行 の要求等		3.7	無
山陽自動車運送労働組合	道路 貨物	春闘賃金引上げ要求等		3.10	無
全済生会労働組合	医療	1 賃金について 2 労働環境改善について 3 人員補充・増員について等		3.18	無

通知者名称	業種	争議項目	当労委 受付日	中労委 受付日	当労委での 実情調査 実施の有無
全 済 生 会 労 働 組 合	医療	1 夏季一時金について 2 夏季休暇について		5. 2	無
全日本運輸産業労働組合連合会	道路 貨物	一時金の要求、雇用対策と労働協約の取組等		5.21	無
日本赤十字労働組合茨城県本部	医療	夏季一時金等	6. 2		有
全日本国立医療労働組合	医療	1 2025 年度増員要求 2 2025 年度秋闘賃金・労働条件改善に関わる要求		10. 8	無
全 済 生 会 労 働 組 合	医療	1 年末一時金について 2 人員の配置について 3 労働時間について		10.10	無
全国港湾労働組合連合会	港湾	1 東京地裁判決に従い、中央港湾団交を開催し、産別最低賃金への回答を行うなど、良好な労使関係を再構築する件 2 その他		10.17	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	年末一時金等	10.27		有
全日本運輸産業労働組合連合会	道路 貨物	年末一時金闘争の取組及び雇用対策の取組等		10.30	無
茨城県医療労働組合連合会	医療	年末一時金等	10.31		有
日本私鉄労働組合総連合会	陸上 旅客	2025 年秋季年末闘争における治療と仕事の両立支援のための環境整備、育児介護におけるさらなる環境整備等		11.10	無
日本赤十字労働組合茨城県本部	医療	年末一時金等	11.13		有

※ 「通知者名称」は、予告通知の差出人である組合名（連合団体である労働組合の場合は、当該連合団体である労働組合名）を記載している。

2 労働争議の実情調査

(1) 概 況

ア 紛争事由別実情調査状況

令和7年に実施した労働争議実情調査の件数は、17件であった※。

これら全てが、当労委で争議の予告を受理したものであって、公益事業である。

紛争事由及び終結状況は、〔表－1〕のとおりである。

※ 令和元年9月19日以降、争議行為予告通知のうち、中央労働委員会管轄で、中労委から連絡を受けたものについては、原則として当労委での実情調査を行わないこととした。ただし、次のものについては実情調査を行っている。

- ・ 予告通知を行った労働組合の主たる事務所が県内にあるもの又は当労委を経由したもの
- ・ 県民生活に影響を及ぼすおそれがあるものなど、会長が特に必要と認めるもの

〔表－1〕 実情調査実施状況

項目		年	3	4	5	6	7
調 査 件 数			21	16	17	16	17
紛 争 事 由	労 働 協 約 改 定		—	—	—	—	—
	賃 金 増 額		3	5	4	5	4
	最 低 賃 金 制		—	—	—	—	—
	一 時 金		13	9	12	10	13
	退 職 金		—	—	—	—	—
	経 営 ・ 人 事		2	—	—	1	—
	そ の 他		3	2	1	—	—
終 結 状 況	自 主 解 決		16	12	14	13	15
	あ っ せ ん 移 行 解 決		—	—	—	—	—
	調 査 打 切 り		3	1	3	1	—
	翌 年 へ 繰 越 し		2	3	—	2	2

(注) 調査件数は、前年からの繰越しを含む。

イ 事業別調査状況

事業別調査件数は、〔表－２〕のとおりである。

〔表－２〕 事業別調査件数

区分	運 輸 事 業				郵 便・ 信 書 便・ 電 気 通 信 事 業	水 道 ・ 電 気 ・ ガ ス 供 給 事 業				医 療 ・ 公 衆 衛 生 事 業	計
	鉄道業	道 路 旅 客 運 送 業	道 路 貨 物 運 送 業	港 湾 運 送 業	通 信 業	電 気 業	ガ ス 業	熱 供 給 業	水 道 業	医 療 業	
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	17	17

(2) 労働争議実情調査一覧表（公益事業関係）

番号	調査対象組合名	業種	通知月日		要求事項
			中労委	当労委	
R6 10	茨城民主医療機関労働組合	医療業		10月29日	年末一時金等
12	茨城県厚生連労働組合	医療業		10月29日	年末一時金等
R7 1	茨城県厚生連労働組合	医療業		2月10日	賃金引上げ等
2	茨城民主医療機関労働組合	医療業		2月20日	賃金引上げ等
3	いばらきあおぞら 労働組合	医療業		2月26日	賃金引上げ等
4	かたくり労働組合	医療業		2月26日	賃金引上げ等
5	日本赤十字労働組合 水戸支部 a) 水戸病院 b) 乳児院	医療業		6月2日	夏季一時金等
6	日本赤十字労働組合 古河支部	医療業		6月2日	夏季一時金等
7	日本赤十字労働組合 茨城県赤十字 血液センター支部	医療業		6月2日	夏季一時金等
8	茨城民主医療機関労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
9	鹿島病院職員組合	医療業		10月27日	年末一時金等
10	いばらきあおぞら 労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
11	茨城県厚生連労働組合	医療業		10月27日	年末一時金等
12	かたくり労働組合	医療業		10月31日	年末一時金等
13	日本赤十字労働組合 水戸支部 a) 水戸病院 b) 乳児院	医療業		11月13日	年末一時金等
14	日本赤十字労働組合 古河支部	医療業		11月13日	年末一時金等
15	日本赤十字労働組合 茨城県赤十字 血液センター支部	医療業		11月13日	年末一時金等

第3章 個別的労使紛争に係るあっせん

1 個別的労使紛争関係の労働相談の状況

令和7年において、あっせんの事前相談として当労委で直接受けた個別的労使紛争関係の労働相談は、労働者側から31件、使用者側から1件であった。

2 職場のトラブルでお困りの方の労働相談会の実施

令和7年において、個別労働関係紛争処理制度の周知・広報を通じて、同制度の利用拡大を図るため、労働委員会委員による「職場のトラブルでお困りの方の労働相談会」を実施した。相談会の概要は、次のとおりである。

実施日 会場	相談員	相談 件数	備 考
10月15日（水） 県庁舎23階労働委員会事務局 （水戸市）	上島 委員 生井澤委員	3件	面談による相談 2件 電話による相談 1件
10月23日（木） 同上	亀田 会長 堀（延）委員	3件	面談による相談 1件 電話による相談 2件
10月31日（金） 同上	堀（み）委員 久保田委員	3件	面談による相談 1件 電話による相談 2件

3 あっせん申請の状況

(1) 取扱件数

令和7年の取扱件数は、前年からの繰越事件2件及び新規係属事件3件の計5件であった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表－1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表－2〕のとおりである。

〔表－1〕 年別取扱件数

区分 \ 年	3	4	5	6	7
前年からの繰越件数 (①)	1	—	2	1	2
新規申請件数 (②)	5	6	5	5	3
労働者申請	5	6	4	5	3
使用者申請	—	—	1	—	—
計 (①+②)	6	6	7	6	5
終結件数 (③)	6	4	6	4	5
翌年への繰越件数 { (①+②) - ③ }	—	2	1	2	—

[表-2] 業種別取扱件数（新規係属事件）

業種別	3	4	5	6	7
農 ・ 林 ・ 漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—
建 設 業	1	1	1	—	—
製 造 業	1	—	1	—	1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	1	1
卸 売 業、小 売 業	1	1	1	3	—
金 融 業、保 險 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	—	1	—	—	—
学 術 研 究、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	—	1	1	—	—
宿 泊 業、 飲 食 サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	—	—	—	—	1
教 育、学 習 支 援 業	—	—	1	1	—
医 療、福 祉	1	2	—	—	—
複 合 サ ー ビ ス 事 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	1	—	—	—	—
公 務	—	—	—	—	—
分 類 不 能	—	—	—	—	—
合 計	5	6	5	5	3

(2) 企業規模別取扱状況

新規係属事件の企業規模別取扱状況は、〔表－3〕のとおりである。

〔表－3〕 企業規模別取扱状況（新規係属事件）

企業規模別 \ 年	3	4	5	6	7
～ 10人	1	2	—	—	—
11 ～ 30	—	—	1	1	—
31 ～ 50	—	—	1	—	—
51 ～ 100	—	2	2	—	2
101 ～ 300	2	—	—	—	—
301 ～ 500	—	—	—	—	—
501人以上	2	2	1	4	1
合 計	5	6	5	5	3

(3) あっせん事項別取扱状況

新規係属事件のあっせん事項別取扱状況は、〔表－4〕のとおりである。

〔表－4〕 あっせん事項別取扱状況（新規係属事件）

あっせん事項 \ 年		3	4	5	6	7
件数		5	6	5	5	3
経営 又は 人事	解 雇	1	1	1	1	—
	配 置 転 換 等	—	—	—	—	—
	復 職	—	—	1	—	—
	退 職	—	1	2	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—
賃 金 等	賃 金 未 払	—	1	—	1	—
	賃金増額・減額	—	1	—	—	—
	退 職 一 時 金	—	—	—	—	—
	解 雇 手 当	—	—	—	—	—
	そ の 他	1	—	—	—	—
労 働 条 件 等		—	—	—	—	1
職 場 の 人 間 関 係		4	4	1	5	1
そ の 他		1	—	2	—	1
合 計		7	8	7	7	3

(注) あっせん事項が2項目以上にわたる場合があるため、あっせん事項数は申請件数に一致しない。

(4) 事件の処理状況

取扱事件の終結事由及び処理日数別取扱状況は、〔表－５〕のとおりである。

〔表－５〕 終結事由別及び処理日数別取扱状況

区 分		3	4	5	6	7
終 結 事 由	解 決	1	—	—	1	1
	取 下 げ	—	—	1	—	—
	打 切 り	1	1	1	1	2
	打 切 り (不参加)	4	3	4	2	2
	不 開 始	—	—	—	—	—
合 計		6	4	6	4	5
処 理 日 数	1 ～ 5 日	—	—	—	—	—
	6 ～ 10	—	—	—	—	—
	11 ～ 20	—	—	—	—	—
	21 ～ 30	1	—	—	1	—
	31 ～ 50	2	—	—	1	2
	51 日以上	3	4	6	2	3

(注1) 処理日数は申請日から終結日までの日数

(注2) 被申請者の不参加により打ち切りとなった事件は、「打ち切り (不参加)」に計上している。

4 取扱事件の概要

令和7年に係属した事件の概要は、次のとおりである。

令和7年 個別あっせん事件取扱一覧表

事件番号	業種	企業規模別	申請者区分	申請月日	あっせん事項	あっせん員指名月日	終結月日	あっせん回数	所要日数	終結状況	あっせん員
①令6(個)4	運輸業	B	労働者	10.25	給与未払、パワハラによる適応障害等における慰謝料の請求	10.29	3.14	2	141	打切り	亀田(公) 高木(労) 渡邊(使) 生井澤(労) 堀(使)
②令6(個)5	小売業	G	労働者	12.25	パワハラに対する謝罪及び慰謝料の請求	1.11	3.21	2	87	解決	上島(公) 中島(労) 南雲(使)
③令7(個)1	娯楽業	D	労働者	5.12	使用者側の過失により被った機会損失に係る謝罪と月給1か月分相当の補償	5.27	7.24	1	74	打切り	堀(公) 生井澤(労) 南雲(使)
④令7(個)2	運輸業	G	労働者	10.27	職場環境の改善、長年のパワハラによる解決金の請求	10.28	11.27	—	32	打切り(不参加)	上島(公) 中島(労) 大西(使)
⑤令7(個)3	製造業	D	労働者	10.30	個人情報の即時返却、破棄、利用停止	11.10	12.3	—	35	打切り(不参加)	大谷(公) 久保田(労) 南雲(使)

(注) 企業規模別の区分

- A : ~ 10人
- B : 11人~ 30人
- C : 31人~ 50人
- D : 51人~100人
- E : 101人~300人
- F : 301人~500人
- G : 501人~

第4章 不当労働行為事件の審査

1 概 況

(1) 取扱件数

令和7年の取扱件数は、前年からの繰越事件5件及び新規申立事件5件の計10件であった。

なお、最近5年間における取扱件数は〔表-1〕のとおり、新規係属事件における業種別取扱件数は〔表-2〕のとおりである。

〔表-1〕 年別取扱件数

区分		年	3	4	5	6	7
前年からの繰越件数 (①)			4	2	1	2	5
新規申立件数 (②)			—	—	1	5	5
新規申立事件の区分	申立内容別	1号	—	—	—	1	—
		2号	—	—	—	—	1
		3号	—	—	—	—	2
		1・2号	—	—	—	—	—
		1・3号	—	—	—	4	—
		1・4号	—	—	—	—	—
		2・3号	—	—	—	—	—
		3・4号	—	—	—	—	—
		1・2・3号	—	—	—	—	2
		1・3・4号	—	—	—	—	—
	1・2・3・4号	—	—	1	—	—	
	7条号別	1号	—	—	1	5	2
		2号	—	—	1	—	3
		3号	—	—	1	4	4
		4号	—	—	1	—	—
	申立人別	組合	—	—	1	5	5
個人		—	—	—	—	—	
組合・個人		—	—	—	—	—	
計 (① + ②)			4	2	2	7	10
終結件数 (③)			2	1	—	2	2
翌年への繰越件数 { (① + ②) - ③ }			2	1	2	5	8

(注) 「7条号別」とは、新規申立事件を労働組合法第7条の該当号別に整理したもので、新規申立件数とは一致しない。

[表-2] 業種別取扱件数 (新規係属事件)

業種別 \ 年	3	4	5	6	7
農 ・ 林 ・ 漁 業	—	—	—	—	—
鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—
製 造 業	—	—	—	—	—
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—
運 輸 業 、 郵 便 業	—	—	1	1	—
卸 売 業 、 小 売 業	—	—	—	1	—
金 融 業 、 保 険 業	—	—	—	—	—
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サービス 業	—	—	—	—	1
宿 泊 業 、 飲 食 サービス 業	—	—	—	—	—
生 活 関 連 サービス 業 、 娯 楽 業	—	—	—	3	4
教 育 、 学 習 支 援 業	—	—	—	—	—
医 療 、 福 祉	—	—	—	—	—
複 合 サービス 事 業	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	—	—	—	—	—
公 務	—	—	—	—	—
分 類 不 能	—	—	—	—	—
合 計	—	—	1	5	5

(2) 終結件数

係属事件のうち令和7年中に終結したものは2件であり、その終結状況は取下げ2件である。

なお、最近5年間における係属事件の終結状況は〔表-3〕のとおり、処理日数状況及び審査の目標期間の達成状況は〔表-4〕のとおりである。

〔表-3〕 年別終結件数

区分		年					
		3	4	5	6	7	
取扱件数 (①)		4	2	2	7	10	
終結件数 (②)		2	1	—	2	2	
繰越件数 (① - ②)		2	1	2	5	8	
終結状況	命 令 ・ 決 定	全部救済	—	—	—	—	—
		一部救済	—	1	—	—	—
		棄却	—	—	—	1	—
		却下	—	—	—	—	—
		計	—	1	—	1	—
	和 解	無関与	—	—	—	—	—
		関与	2	—	—	1	—
		計	2	—	—	1	—
	取下げ		—	—	—	—	2

(注) 和解の区分について

「無関与和解」とは、自主和解及び労働委員会以外の第三者（裁判所等）の関与による和解をいう。「関与和解」とは、労働委員会の関与による和解をいい、当委員会における関与和解のほか、中央労働委員会の関与により和解した事件を含む。

[表-4] 年別処理日数状況及び審査の目標期間の達成状況

区分		終結年	3	4	5	6	7
終 結 件 数			2	1	—	2	2
うち、目標期間達成件数			1	—	—	1	2
処 理 日 数	1 日以上 ～100 日以内		—	—	—	—	—
	101 " 200 "		—	—	—	—	—
	201 " 300 "		—	—	—	—	—
	301 " 400 "		—	—	—	1	1
	401 " 500 "		—	—	—	—	1
	501 " 550 "		1	—	—	—	—
	551 " 600 "		—	—	—	—	—
	601 " 700 "		—	—	—	—	—
	701 " 800 "		—	1	—	—	—
	801 " 900 "		1	—	—	—	—
	901 " 1,000 "		—	—	—	—	—
	1,000 日以上		—	—	—	1	—
平 均 処 理 日 数			710	726	—	943	366

(参考)

<p>審査の期間の目標</p> <p>茨城県労働委員会告示第1号</p> <p>労働組合法（昭和24年法律第174号）第27条の18の規定により、審査の期間の目標を次のとおり定めた。</p> <p>平成17年3月24日</p> <p style="text-align: right;">茨城県労働委員会会長 片 桐 章 典</p> <p>審査の期間の目標 1年6箇月</p>

2 取扱事件の概要

令和7年に係属した事件の概要は、次のとおりである。

令和7年 不当労働行為事件取扱一覧表

事件番号	業種等	請求する救済内容		申立年月日	終年月日	所要日数	調査回数		審問回数		終状況	審査委員及び参与委員	備考
		7条	請求の趣旨				通算	令和7年	通算	令和7年			
①令6(不)1	業種：娯楽業 従業員数：1,156人	1号 3号	1 被申立人が、不払の金員を各雇 用主に支払わせること 2 被申立人が、貸金カット分を各 雇主に支払わせること 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の交付及び掲示	6.3.15			5	3	0	0		鈴木 石川 亀田 大谷 高木 渡邊 久保田 加藤 (使)	令和6年 (不)第2号 事件及び令和 6年(不)第 3号事件と併 合審査
②令6(不)2	業種：娯楽業 従業員数：1,156人	1号 3号	1 被申立人が、不払の金員を各雇 用主に支払わせること 2 被申立人が、貸金カット分を各 雇主に支払わせるこ こと 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の交付及び掲示	6.3.15			5	3	0	0		鈴木 石川 亀田 大谷 高木 渡邊 久保田 加藤 (使)	令和6年 (不)第1号 事件及び令和 6年(不)第 3号事件と併 合審査
③令6(不)3	業種：娯楽業 従業員数：1,164人	1号 3号	1 被申立人が、不払の金員を各雇 用主に支払わせること 2 被申立人が、貸金カット分を各 雇主に支払わせること 3 支配介入の禁止 4 謝罪文の交付及び掲示	6.3.15	7.4.21	403	2	0	0	0	取下げ	鈴木 石川 亀田 大谷 高木 渡邊 久保田 加藤 (使)	令和6年 (不)第1号 事件及び令和 6年(不)第 2号事件と併 合審査
④令6(不)4	業種：小売業、卸売業 従業員数：21人	1号 3号	1 懲戒処分撤回 2 店舗閉店及び雇止め通知の撤回 3 慰謝料の支払	6.8.23			4	4	0	0		亀田 後藤 堀 千歳 堀 千葉 (使)	
⑤令6(不)5	業種：運輸業 従業員数：18人	1号	1 民主的かつ透明性の高い労働者 代表の選出 2 反省文の交付及び掲示 3 申立人組合の命令履行状況確認 の妨害禁止	6.10.9	7.9.2	329	1	1	0	0	取下げ	上島 大谷 菅原 加藤 (使)	
⑥令7(不)1	業種：娯楽業 従業員数：1,156人	1号 2号 3号	1 誠実な団体交渉 2 被申立人が、不支給となった改 定給与額分を各雇主に支払わせ ること 3 被申立人が、非組合員と同様の 支給時期・支給内容で夏季一時金 を各雇主に支払わせること 4 謝罪文の交付及び掲示	7.4.7			2	2	0	0		亀田 大谷 久保田 加藤 (使)	令和7年 (不)第2号 事件、令和7 年(不)第4 号事件及び令 和7年(不) 第5号事件と 併合審査
⑦令7(不)2	業種：娯楽業 従業員数：1,156人	1号 2号 3号	1 誠実な団体交渉 2 被申立人が、不支給となった改 定給与額分を各雇主に支払わせ ること 3 被申立人が、非組合員と同様の 支給時期・支給内容で夏季一時金 を各雇主に支払わせること 4 謝罪文の交付及び掲示	7.4.7			2	2	0	0		亀田 大谷 久保田 加藤 (使)	令和7年 (不)第1号 事件、令和7 年(不)第4 号事件及び令 和7年(不) 第5号事件と 併合審査
⑧令7(不)3	業種：技術サービス業 従業員数：30名	2号	団体交渉応諾	7.5.9			1	1	0	0		上島 後藤 中島 堀 (使)	
⑨令7(不)4	業種：娯楽業 従業員数：1,156人	3号	1 支配介入の禁止 2 謝罪文の交付及び掲示	7.5.12			2	2	0	0		亀田 大谷 久保田 加藤 (使)	令和7年 (不)第1号 事件、令和7 年(不)第2 号事件及び令 和7年(不) 第5号事件と 併合審査
⑩令7(不)5	業種：娯楽業 従業員数：1,156人	3号	1 支配介入の禁止 2 謝罪文の交付及び掲示	7.5.12			2	2	0	0		亀田 大谷 久保田 加藤 (使)	令和7年 (不)第1号 事件、令和7 年(不)第2 号事件及び令 和7年(不) 第4号事件と 併合審査

第5章 労働組合の資格審査

1 概 況

令和7年の取扱件数は、前年からの繰越し2件及び新規申請2件の計4件であった。
 なお、最近5年間における取扱件数は、次表のとおりである。

年別取扱件数

区分		年				
		3	4	5	6	7
前年からの繰越し件数 (①)		3	4	1	1	2
新規申請件数 (②)		5	8	6	6	2
申 請 事 由 別	不当労働行為 救済申立て	—	—	1	2	2
	法人登記	4	2	3	—	—
	労働者委員候補者推薦	1	4	2	3	—
	労働協約 拡張適用申立て	—	2	—	—	—
	労働者供給事業	—	—	—	1	—
計 (① + ②)		8	12	7	7	4
終結件数 (③)		4	11	6	5	—
終 結 状 況 別	適合決定	3	10	6	4	—
	不適合決定	—	—	—	—	—
	打ち切り	1	—	—	1	—
	取下げ	—	1	—	—	—
翌年への繰越し件数 { (① + ②) - ③ }		4	1	1	2	4

2 申請の概要

令和7年 労働組合資格審査取扱状況一覧表

年 番 号	申 請 年 月 日	申 請 事 由	終 結 年 月 日	終 結 状 況	所 要 日 数	補 正 告
①令6(資)2	6.6.17	不当労働行為 救済申立て				
②令6(資)6	6.9.24	不当労働行為 救済申立て				
③令7(資)1	7.9.16	不当労働行為 救済申立て				
④令7(資)2	7.9.16	不当労働行為 救済申立て				

第6章 地方公営企業等の労働関係に関する法律 第5条第2項の規定に基づく非組合員の 範囲の認定及び告示

1 申出状況

令和7年中の申出は、1件であった。

申 出 者	申出年月日	申出事由
茨城県公営企業管理者 茨城県企業局労働組合	7.7.8	組織改正等に伴う非組合 員の範囲の変更

2 告示状況

令和7年8月21日第967回公益委員会議の決定に基づき、同年9月1日付け茨城県報第642号で次のとおり告示した。

茨城県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、茨城県企業局（以下「企業局」という。）の職員が結成し、又は加入する茨城県企業局労働組合について、企業局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、令和7年8月21日次のとおり認定した。

なお、令和3年7月26日茨城県労働委員会告示第1号は、廃止する。

令和7年9月1日

茨城県労働委員会会長 亀田 哲也

勤務箇所		労働組合法第2条第1号に規定する者
本局		次長、参事、危機管理対策監、統合推進監、課（室）長、首席検査監、副参事、技佐、課（室）長補佐（総括）、監察監、総務課労務担当課長補佐及び主査、総務課総務グループ給与担当係長及び主任
出先機関 及び その支所	県南水道事務所	所長、次長、総務課長
	利根川浄水場	場長、副場長
	阿見浄水場	場長、副場長
	鹿行水道事務所	所長、次長、総務課長
	鱒川浄水場	場長、副場長
	県西水道事務所	所長、次長、総務課長
	新治浄水場	場長、副場長
	水海道浄水場	場長、副場長
	県中央水道事務所	所長、次長、総務課長
	涸沼川浄水場	場長、副場長
	水質管理センター	センター長、水質管理課長

第7章 再審査事件

1 概 況

令和7年に当委員会の命令を不服として中央労働委員会に係属した再審査事件は、前年からの繰越し2件であった。このうち、1件が命令により終結し、1件が令和8年に繰り越された。

2 事件の概要

令和7年 再審査係属事件一覧表

再 事 業	審 番 号	再 申 年 月 日	再 審 査 立 日	終 年 月 日 (終結状況)	結 日	初 事 件 番 号	申 年 月 日 立 日	終 年 月 日 (終結状況)	結 日
①	令和元年 (不 再) 第55号 業種：教育、学習支援業	令和元年 10月28日				茨 労 委 平 成 29 年 (不) 第 1 号 ・ 平 成 30 年 (不) 第 2 号	平成29年 9月6日 平成30年 4月19日	令和元年 10月16日 命令書写交付 (一部救済)	
②	令和6年 (不 再) 第15号 業種：教育、学習支援業	令和6年 4月10日		令和7年 5月21日 命令書決定 (棄却)		茨 労 委 令 和 2 年 (不) 第 1 号	令和2年 2月13日	令和6年 3月27日 命令書写交付 (棄却)	

第8章 行政訴訟事件

令和7年中の係属事件はない。

[資料]

第1表 調整事件処理状況一覧表

(昭21.5～令7.12)

期間別 区分		21年	31年	41年	51年	61年	8年	18年	28年	計
		30年	40年	50年	60年	7年	17年	27年	7年	
あ つ せ ん	申請件数	142	180	173	138	55	60	67	25	840
	規則 65 II	—	—	1	—	1	3	12	2	19
	取下げ	8	11	30	19	10	10	12	1	101
	解決	123	139	83	77	32	38	25	12	529
	打切り	10	31	59	42	11	10	18	7	188
	打切り(不参加)	/	/	/	/	/	/	/	3	3
	移管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	翌年へ繰越し	1	—	—	1	1	—	—	—	/
調 停	申請件数	17	3	2	—	2	2	1	1	28
	規則 70 II	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	取下げ	3	1	1	—	—	—	—	—	5
	解決	10	1	—	—	1	1	1	1	15
	不調打切り	3	1	1	—	1	1	—	—	7
	移管	1	—	—	—	—	—	—	—	1
仲 裁	申請件数	—	—	1	—	—	—	—	1	2
	規則 79	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	取下げ	—	—	1	—	—	—	—	—	1
	裁定	—	—	—	—	—	—	—	1	1
	打切り	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	移管	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	159	183	176	138	57	62	68	27	870	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、集計期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 被申請者の不参加により不開始又は打切りとなったあっせん事件は、平成28年8月18日より前に申請があったものについては「規則65 II」に、同日以降に申請があったものについては、手続の見直しにより「打切り(不参加)」に計上している。

第2表 主要要求事項別調整事件数

(昭21.5～令7.12)

期間別 要求事項		21年	31年	41年	51年	61年	8年	18年	28年	計
		30年	40年	50年	60年	7年	17年	27年	7年	
組合承認 ・組合活動		—	1	1	5	12	7	3	1	30
協約締結・改定		20	7	3	1	3	—	—	2	36
協約効力・解釈		1	—	7	3	1	2	5	1	20
賃 金 等	賃金増額	39	92	74	31	16	6	1	2	261
	一時金	25	29	33	35	17	9	4	1	153
	諸手当	—	4	4	4	—	2	—	—	14
	その他賃金に 関するもの	16	5	—	12	5	8	6	4	56
	退職金・年金	9	—	4	4	1	2	—	1	21
	解雇及び 休業手当	2	1	—	2	—	1	—	—	6
給与 以外 の 労働 条件	労働時間	—	—	1	1	—	2	1	—	5
	休日・休暇	—	1	1	1	1	3	2	1	10
	作業方法 の変更	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	定年制	—	—	—	—	—	—	1	1	2
	その他の 労働条件	2	—	—	1	2	2	1	—	8
経営 又は 人事	事業休止 ・操短等	13	3	1	1	1	—	—	—	19
	企業合併 ・営業譲渡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人員整理	5	1	3	5	—	—	1	—	15
	配置転換	—	—	—	6	1	6	5	4	22
	解雇	16	21	5	7	—	12	13	5	79
	その他の 経営人事	6	2	6	3	—	—	2	1	20
福利厚生		—	—	—	—	—	—	—	—	—
団交促進		4	16	28	38	19	45	37	11	198
事前協議制		—	—	—	3	1	1	—	—	5
その他		1	—	5	3	—	7	8	2	26
合計		159	183	176	166	80	115	90	37	1,006

(注) 昭和56年以降の欄の合計及び計欄の合計は、申請事項が2項目以上あるため、第1表・第3表の各表の合計と一致しない。
なお、昭和55年以前については、主な申請事項を件数として計上したものである。

第3表 調整事件業種別一覧表

(昭21.5～平14.12)

業種別		期間別						計
		21年 ＼ 30年	31年 ＼ 40年	41年 ＼ 50年	51年 ＼ 60年	61年 ＼ 70年	8年 ＼ 14年	
農 林 水 産 業		2	—	—	—	—	—	2
鉱 業		17	4	2	1	—	—	24
建 設 業		4	2	2	—	—	—	8
製 造 業	食 料 品	8	12	4	4	4	1	33
	繊 維 ・ 衣 服	5	14	9	2	—	—	30
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等	4	2	9	1	—	—	16
	出 版 ・ 印 刷	5	1	—	—	—	2	8
	化 学	3	2	2	1	—	—	8
	窯 業 ・ 土 石	3	5	2	—	1	1	12
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属	3	2	2	1	—	—	8
	一 般 機 械 器 具	29	22	17	3	1	—	72
	電 気 機 械 器 具	7	2	5	5	5	1	25
	精 密 機 械 器 具	—	—	—	2	—	—	2
上 記 以 外 の 製 造 業		4	2	18	4	2	3	33
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		—	—	—	—	—	—	—
運 輸 ・ 通 信 業	道 路 旅 客 運 送 業	39	35	26	22	5	3	130
	道 路 貨 物 運 送 業	9	14	6	10	7	5	51
	上 記 以 外 の 運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 ・ 小 売 業		6	7	7	10	1	2	33
金 融 ・ 保 険 業		3	13	6	14	3	—	39
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	協 同 組 合	—	—	—	7	6	2	15
	医 療 、 保 健 及 び 清 掃 業	2	7	8	5	12	10	44
	教 育	—	—	—	22	8	12	42
	上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	3	33	42	19	2	6	105
公 務		3	4	3	2	—	—	12
分 類 不 能		—	—	6	3	—	—	9
合 計		159	183	176	138	57	48	761

(平15.1~平20.12)

業種別		期間別		計
		15年 〈 17年	18年 〈 20年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業		—	—	—
建設業		—	—	—
製造業	食料品	—	—	—
	繊維・衣服	—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	1	1
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金属	1	—	1
	一般機械器具	1	—	1
	電気機械器具	—	—	—
	精密機械器具	—	—	—
	上記以外の 製造業	—	1	1
電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業		—	1	1
運輸業	道路旅客運送業	1	1	2
	道路貨物運送業	—	2	2
	上記以外の 運輸業	1	1	2
卸売・小売業		—	1	1
金融・保険業		—	—	—
不動産業		—	1	1
飲食店、宿泊業		—	—	—
医療、福祉		4	4	8
教育、学習支援業		5	3	8
複合サービス事業		—	—	—
サービス業		1	2	3
公務		—	1	1
分類不能		—	—	—
合計		14	19	33

(平21.1~令7.12)

業種別		期間別		計
		21年 〈 27年	28年 〈 7年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業		—	—	—
建設業		3	—	3
製造業	食料品	2	—	2
	繊維	—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	1	—	1
	鉄鋼・非鉄金属 ・金属	—	1	1
	はん用機械器具	—	—	—
	生産用機械器具	—	—	—
	業務用機械器具	—	—	—
	上記以外の 製造業	4	1	5
電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業		1	—	1
運輸業、 郵便業	道路旅客運送業	3	1	4
	道路貨物運送業	4	7	11
	上記以外の 運輸業	2	2	4
	郵便業	—	—	—
卸売業、小売業		8	3	11
金融業、保険業		1	—	1
不動産業、 物品賃貸業		1	—	1
学術研究、 専門・技術サービス業		2	—	2
宿泊業、 飲食サービス業		3	—	3
生活関連サービス業、 娯楽業		—	1	1
教育、学習支援業		8	3	11
医療、福祉		2	8	10
複合サービス事業		1	—	1
サービス業		3	—	3
公務		—	—	—
分類不能		—	—	—
合計		49	27	76

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第4表 個別的労使紛争に係るあっせん事件処理状況一覧表

(平13.10～令7.12)

区分	期間別			計
	13年 17年	18年 27年	28年 7年	
申請件数	21	30	39	90
不開始	8	21	3	32
取下げ	2	3	2	7
解決	6	5	9	20
打切り	5	—	7	12
打切り(不参加)			19	19
翌年へ繰越し	—	1	—	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 被申請者の不参加により不開始又は打切りとなった事件は、平成28年8月18日より前に申請があったものについては「不開始」に、同日以降に申請があったものについては、手続の見直しにより「打切り(不参加)」に計上している。

第5表 主要要求事項別個別的労使紛争に係るあっせん事件数

(平13.10～令7.12)

要求事項	期間別			計	
	13年 17年	18年 27年	28年 7年		
経営 又は 人事	解雇	7	15	10	32
	配置転換等	—	2	—	2
	復職	1	1	1	3
	退職	8	3	4	15
	その他	2	1	—	3
賃 金 等	賃金未払	3	1	2	6
	賃金増額 ・減額	1	1	1	3
	退職一時金	8	1	2	11
	解雇手当	2	2	—	4
	その他	2	4	3	9
労働条件等	2	6	2	10	
職場の人間関係	—	4	24	28	
その他	5	5	4	14	
合計	41	46	53	140	

第6表 個別的労使紛争に係るあっせん事件業種別一覧表

(平13.10～平14.12)

(平15.1～平20.12)

(平21.1～令7.12)

期間別		13年	期間別		15年	18年	計	期間別		21年	28年	計
業種別		～14年	業種別		～17年	～20年		業種別		～27年	～7年	
農林水産業		—	農・林・漁業		—	—	—	農・林・漁業		—	—	—
鉱業		—	鉱業		—	—	—	鉱業、採石業、 砂利採取業		—	—	—
建設業		—	建設業		4	—	4	建設業		2	4	6
製造業	食料品	—	食料品		1	—	1	食料品		—	2	2
	繊維・衣服	—	繊維・衣服		—	—	—	繊維		—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	木材・木製品 ・家具等		—	—	—	木材・木製品 ・家具等		—	—	—
	出版・印刷	1	印刷関連		—	—	—	印刷関連		—	—	—
	化学	—	化学		—	—	—	化学		—	—	—
	窯業・土石	—	窯業・土石		—	—	—	窯業・土石		—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金	—	鉄鋼・非鉄金属 ・金		6	—	6	鉄鋼・非鉄金属 ・金		—	1	1
	一般機械器具	—	一般機械器具		—	—	—	はん用機械器具		—	—	—
	電気機械器具	—	電気機械器具		—	—	—	生産用機械器具		—	—	—
	精密機械器具	—	精密機械器具		—	—	—	業務用機械器具		3	—	3
上記以外の 製造業	1	上記以外の 製造業		—	—	—	上記以外の 製造業		1	4	5	
電気・ガス・水道業		—	電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—	電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	1	1
運輸・ 通信業	道路旅客運送業	—	情報通信業		—	—	—	情報通信業		—	—	—
	道路貨物運送業	1	運送業		—	1	1	運輸業、 郵便業		—	—	—
	上記以外の 運輸・通信業	—	道路貨物運送業		2	—	2	道路貨物運送業		1	1	2
卸売・小売業		—	上記以外の 運輸業		—	1	1	上記以外の 運輸業		—	1	1
金融・保険業		—	卸売・小売業		—	3	3	郵便業		—	—	—
不動産業		—	金融・保険業		1	1	2	卸売業、小売業		2	9	11
サー ビス 業	協同組合	—	不動産業		—	—	—	金融業、保険業		—	—	—
	医療、保健 及び清掃業	—	飲食店、宿泊業		—	—	—	不動産業、業 不物品賃貸業		—	2	2
	教育	—	医療、福祉		—	3	3	学術研究 専門・技術サービス業		1	2	3
	上記以外の サービス業	1	教育、学習支援業		1	—	1	宿泊業、 飲食サービス業		1	—	1
公務		—	複合サービス事業		1	—	1	生活関連サービス業、 娯楽業		—	1	1
分類不能		—	サービス業		1	—	1	教育、学習支援業		1	3	4
合計		4	公務		—	—	—	医療、福祉		2	5	7
			分類不能		—	—	—	複合サービス事業		—	—	—
			合計		17	9	26	サービス業		6	3	9
								公務		1	—	1
								分類不能		—	—	—
								合計		21	39	60

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第7表 不当労働行為事件処理状況一覧表

(昭22.5～令7.12)

区分	期間別	22年	31年	41年	51年	61年	8年	18年	28年	計
		30年	40年	50年	60年	7年	17年	27年	7年	
申立件数		27	36	77	35	28	56	34	20	313
却下		—	2	—	—	—	—	1	—	3
命令	全部救済	2	—	6	5	3	1	4	—	21
	一部救済	—	1	9	5	4	11	5	5	40
	棄却	1	—	—	—	1	1	2	2	7
和解	無関与	3	23	8	5	—	22	3	—	64
	関与	16	3	32	17	12	20	10	4	114
取下げ		5	6	14	9	4	5	10	3	56
翌年へ繰越し		—	1	9	3	7	3	2	8	

(注1) 「翌年へ繰越し」とは、期間の最終年から翌年へ繰り越した数である。

(注2) 和解の区分について

平成17年までは、「自主和解」と「関与和解」に区分していたが、平成18年からは、「無関与和解」と「関与和解」に区分することとした。

「無関与和解」とは、自主和解及び労働委員会以外の第三者（裁判所等）の関与による和解をいう。「関与和解」とは、労働委員会の関与による和解をいい、当委員会における関与和解のほか中央労働委員会の関与により和解した事件を含む。

第8表 不当労働行為事件業種別一覧表

(昭22.5～平14.12)

業種別		期間別						計
		22年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 70年	81年 ～ 90年	
農 林 水 産 業		—	—	3	—	—	—	3
鉱 業		6	3	2	1	—	—	12
建 設 業		—	—	—	—	—	—	—
製 造 業	食 料 品	1	3	3	4	1	2	14
	織 維 ・ 衣 服	1	1	1	—	—	—	3
	木 材 ・ 木 製 品 ・ 家 具 等	—	—	9	1	—	—	10
	出 版 ・ 印 刷	—	—	—	—	—	—	—
	化 学	—	—	—	1	—	—	1
	窯 業 ・ 土 石	—	—	1	1	1	—	3
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 ・ 金 属	—	—	1	—	1	—	2
	一 般 機 械 器 具	3	5	4	—	1	—	13
	電 気 機 械 器 具	4	2	5	6	5	12	34
	精 密 機 械 器 具	—	—	5	3	—	2	10
	上 記 以 外 の 製 造 業	—	—	5	—	2	2	9
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業		—	—	—	—	—	1	1
運 輸 ・ 通 信 業	道 路 旅 客 運 送 業	3	6	11	3	—	10	33
	道 路 貨 物 運 送 業	2	2	3	1	—	3	11
	上 記 以 外 の 運 輸 ・ 通 信 業	—	—	—	1	5	2	8
卸 売 ・ 小 売 業		—	6	2	1	—	1	10
金 融 ・ 保 険 業		—	1	—	2	—	—	3
不 動 産 業		—	—	—	—	—	—	—
サ ー ビ ス 業	協 同 組 合	—	—	1	—	1	—	2
	医 療 ・ 保 健 業 及 び 清 掃 業	1	1	—	2	4	1	9
	教 育	—	3	12	4	5	6	30
	上 記 以 外 の サ ー ビ ス 業	—	1	2	2	2	1	8
公 務		6	2	5	1	—	2	16
分 類 不 能		—	—	2	1	—	—	3
合 計		27	36	77	35	28	45	248

(平15.1～平20.12)

業種別		期間別		計
		15年 ～ 17年	18年 ～ 20年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業		—	—	—
建設業		—	—	—
製 造 業	食料品	1	—	1
	繊維・衣服	—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金	—	—	—
	一般機械器具	—	—	—
	電気機械器具	—	—	—
	精密機械器具	2	—	2
上記以外の 製造業		—	4	4
電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	—	—
情報通信業		—	—	—
運 輸 業	道路旅客運送業	1	—	1
	道路貨物運送業	—	—	—
	上記以外の 運輸業	—	—	—
卸売・小売業		—	—	—
金融・保険業		—	—	—
不動産業		—	—	—
飲食店、宿泊業		—	—	—
医療、福祉		2	2	4
教育、学習支援業		4	3	7
複合サービス事業		—	—	—
サービス業		—	—	—
公務		1	3	4
分類不能		—	—	—
合計		11	12	23

(平21.1～令7.12)

業種別		期間別		計
		21年 ～ 27年	28年 ～ 7年	
農・林・漁業		—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業		—	—	—
建設業		—	—	—
製 造 業	食料品	2	—	2
	繊維	—	—	—
	木材・木製品 ・家具等	—	—	—
	印刷関連	—	—	—
	化学	—	—	—
	窯業・土石	—	—	—
	鉄鋼・非鉄金属 ・金	—	—	—
	はん用機械器具	—	—	—
	生産用機械器具	2	—	2
	業務用機械器具	—	—	—
上記以外の 製造業		—	—	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業		—	1	1
情報通信業		1	—	1
運 輸 業 、 郵 便 業	道路旅客運送業	1	—	1
	道路貨物運送業	3	2	5
	上記以外の 運輸業	—	1	1
	郵便業	—	—	—
卸売業、小売業		3	1	4
金融業、保険業		—	—	—
不動産業、業 物品賃貸業、 学術研究、 専門・技術サービス業		—	1	1
宿泊業、 飲食サービス業、 生活関連サービス業、 娯楽業		—	—	—
教育、学習支援業		6	4	10
医療、福祉		1	1	2
複合サービス事業		—	—	—
サービス業		1	—	1
公務		2	—	2
分類不能		—	—	—
合計		22	20	42

(注) 平成15年1月及び平成21年1月に業種分類が一部変更された。

第9表 資格審査取扱件数一覧表

(昭25. 1～令7. 12)

区 分		期間別									計
		25年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 70年	80年 87年	18年 27年	28年 37年		
申 請 件 数		348	171	84	67	83	98	68	59	978	
内 訳	不当労働行為 救済申立て	3	26	47	25	29	50	28	13	221	
	法人登記	29	21	24	27	24	14	11	14	164	
	労働者委員 候補者推薦	289	121	13	15	30	34	29	29	560	
	労働協約拡張 適用申立て	—	—	—	—	—	—	—	2	2	
	あっせん調停	25								25	
	労働者 供給事業	2	3	—	—	—	—	—	1	6	

(注1) 「あっせん調停」については、昭和27年の労働組合法の一部改正により、資格審査は不要とされた。

(注2) 取扱いの変更のため、本表では昭和25年以降の件数を計上している。

歴代会長・事務局長名簿

代	会長氏名	在任年月日	代	事務局長氏名	在任年月日
初	川田 壽	昭和21. 5. 13 ～昭和22. 8. 18	初	橋本 正男	昭和22. 2. 28 ～昭和22. 10. 30
2	大谷 政雄	昭和22. 8. 19 ～昭和49. 2. 7	2	島村 正雄	昭和22. 10. 31 ～昭和24. 2. 26
				大野 増造 (局長心得)	昭和24. 2. 27 ～昭和25. 11. 8
			3	石山 信之介	昭和25. 11. 9 ～昭和36. 3. 31
			4	肥後 由本	昭和36. 4. 1 ～昭和37. 11. 30
			5	河野 忠次	昭和37. 12. 1 ～昭和40. 4. 9
			6	村田 真道	昭和40. 4. 10 ～昭和42. 7. 15
			7	森 宣雄	昭和42. 7. 16 ～昭和44. 6. 1
3	桜井 武雄	昭和49. 5. 21 ～昭和55. 11. 28	8	武笠 克己	昭和44. 6. 1 ～昭和50. 5. 31
			9	石崎 百世	昭和50. 6. 1 ～昭和52. 5. 31
			10	堀 正一	昭和52. 6. 1 ～昭和54. 5. 31
			11	西宮 茂文	昭和54. 6. 1 ～昭和55. 5. 31
4	山本 吉人	昭和56. 2. 19 ～平成14. 12. 12	12	斎田 友二郎	昭和55. 6. 1 ～昭和57. 5. 31
			13	丹 直武	昭和57. 6. 1 ～昭和61. 3. 31
			14	野尻 茂幸	昭和61. 4. 1 ～昭和62. 3. 31
			15	篠原 幹雄	昭和62. 4. 1 ～平成元. 3. 31
			16	柴田 勉	平成元. 4. 1 ～平成3. 3. 31
			17	鈴木 孝二郎	平成3. 4. 1 ～平成6. 3. 31
			18	下山 賢二	平成6. 4. 1 ～平成7. 3. 31
			19	篠原 功夫	平成7. 4. 1 ～平成8. 3. 31
			20	郡司法 心	平成8. 4. 1 ～平成9. 3. 31
			21	渋佐 幸重	平成9. 4. 1 ～平成10. 3. 31
			22	三村 士郎	平成10. 4. 1 ～平成11. 3. 31
			23	内田 一廣	平成11. 4. 1 ～平成12. 3. 31

代	会長氏名	在任年月日	代	事務局長氏名	在任年月日
5	片桐 章典	平成14.12.19 ～平成24.11.30	24	柳橋 政義	平成12.4.1 ～平成13.3.31
			25	飯田 士郎	平成13.4.1 ～平成14.3.31
			26	小坂 光則	平成14.4.1 ～平成15.3.31
			27	綿引 洋文	平成15.4.1 ～平成16.3.31
			28	堤 義雄	平成16.4.1 ～平成17.3.31
			29	糸賀 寿	平成17.4.1 ～平成18.3.31
			30	根本 暁	平成18.4.1 ～平成19.3.31
			31	坂本 達男	平成19.4.1 ～平成20.3.31
			32	石濱 孝	平成20.4.1 ～平成21.3.31
			33	中里 修三	平成21.4.1 ～平成22.3.31
6	小泉 尚義	平成24.12.3 ～平成30.11.30	34	松本 昇	平成22.4.1 ～平成23.4.15
			35	山口 一	平成23.4.16 ～平成25.3.31
			36	岩間 伸博	平成25.4.1 ～平成27.3.31
			37	石川 和宏	平成27.4.1 ～平成28.3.31
			38	野澤 勝	平成28.4.1 ～平成29.3.31
			39	長谷川 正哉	平成29.4.1 ～平成30.3.31
7	木島 千華夫	平成30.12.6 ～令和4.11.30	40	坂井 和美	平成30.4.1 ～令和2.3.31
8	亀田 哲也	令和4.12.1 ～現在	41	田所 和弘	令和2.4.1 ～令和3.3.31
			42	大川 遵一	令和3.4.1 ～令和5.3.31
			43	松山 和規	令和5.4.1 ～令和7.3.31
			44	深澤 泰子	令和7.4.1 ～現在

茨城県労働委員会年報 令和7年版 (茨城県労働委員会創設80周年記念号)

令和8年2月発行

編集・発行 茨城県労働委員会事務局

水戸市笠原町978番6

電話 029(301)5563 FAX 029(301)5579

ホームページ <https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>

メールアドレス roudoui@pref.ibaraki.lg.jp



(HP用QRコード)
